思料セラル
右及申〔通〕報候也

要求書

一、手当金ノ撤廃ヲ即時取消スコト
二、健康保険掛金ノ全額ヲ資本主ニ於テ負担スルコト
三、年末賞与ヲ各自日給ノ一ヶ月半支給スルコト
四、退職手当ヲ左ノ如ク規定実施スルコト
勤續一ヶ年迄ハ　各自日給ノ　二十日分
〃　一ヶ年以上二年迄　〃　四十一日分
〃　二年以上三年迄　〃　六十三日分
〃　三年以上四年迄　〃　八十五日分
〃　四年以上五年迄　〃　百九日分
五ヶ年以上十ヶ年迄ハ半ヶ年ヲ増スコトニ各自日給ノ十日分ヲ加算スルコト
十ヶ年以上二十ヶ年迄ハ半ヶ年ヲ増ス毎ニ各自日給ノ拾五日分ヲ加算スルコト
二十年以上三十ヶ年迄ハ半ヶ年ヲ増ス毎ニ各自日給ノ二十日分ヲ加算スルコト
三十ヶ年以上ハ前項ニ準ズルコト

五、公休日ノ際出勤シテ夜ヲ食事セザル場合ニハ[illegible]食費ヲ支給スルコト
六、給料支払ハ毎月十[illegible]スルコト

附帯條件

七、今回ノ争議ニ対シテ絶対ニ一名ノ犠牲者ヲ出サザルコト
八、争議中ノ日給全額支給ノ事
九、争議費用全額ヲ支給スルコト

以上

右要求候也
昭和五年十二月九日
追而御回答ハ昭和五年十二月十日午后一時迄ニ書面ヲ以テセラルレ

石森醸造工場従業員
[illegible]　山本義三郎㊞
所久津宗吉㊞
東京合同労働組合
[illegible]　鳥廣正㊞

石森醸造工場主
石森[illegible]殿

通リ円満解決シタリ

右及申〔通〕報候也